平成２２年（フ）第６６３号
埼玉県春日部市藤塚808番地８
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２８７号
千葉県市川市曽谷５丁目10番５号
債務者　金出　貴代
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１９号
千葉市稲毛区作草部町558番地４
債務者　高山　嘉章
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８９号
千葉県船橋市芝山２丁目５番３棟705号
債務者　石井　文子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０４号
千葉市中央区葛城１丁目９番３号　エコーハイツ203
債務者　鈴木世津子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２６号
千葉県山武市木原232番地75
債務者　森　　尚美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３０号
千葉県山武市日向台23番地３
債務者　青田千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７９８号
愛知県あま市甚目寺郷浦22番地１　プレシアスコートジェイ706号
債務者　永谷恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９９号
熊本市清水亀井町23番26号　プラティーク102号
債務者　有馬　和那
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８１７号
熊本市新南部３丁目２番80号
債務者　竹田　光男
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８１９号
熊本市月出３丁目１番37号
債務者　廣瀬　正美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７６０号
北海道石狩市花川南４条１丁目193番地１
債務者　鈴木　啓司
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９５号
札幌市豊平区中の島１条６丁目７番３―303号
債務者　中田　博基
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９６号
札幌市豊平区中の島１条６丁目７番３―303号
債務者　中田理佳子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部